

滋賀県中小企業団体中央会 主催セミナー

# 特定地域づくり事業協同組合の持続可能な事業推進支援のために

～全国中小企業団体中央会 特定地域づくり事業協同組合組成等支援委員会報告より～

**勝 瀬 典 雄**

全国中小企業団体中央会 特定地域づくり事業協同組合組成等支援委員会 委員

関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 兼任講師

# 本日お話しさせていただく内容

- 1, 特定地域づくり事業協同組合 制度の概要
- 2, 特定地域づくり事業協同組合の仕組みについて
- 3, 全国中小企業団体中央会 特定地域づくり事業協同組合組成等支援委員会報告より
  - ◎ヒアリング調査から
  - ◎事業協同組合の持続可能な事業推進支援のために
- 4, 質疑応答

# 制度説明

## 特定地域づくり事業協同組合制度

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業を行う事業協同組合に対して財政的、制度的な支援を行っています。

※ 特定地域づくり事業とは、マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）に係る労働者派遣事業等を言います。

## 特定地域づくり事業協同組合制度とは、

- 1.人口急減地域において、
- 2.中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、
- 3.特定地域づくり事業を行う場合について、
- 4.都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、
- 5.労働者派遣事業（無期雇用職員に限る。）を許可ではなく、届出で実施することを可能とするとともに、組合運営費について財政支援を受けられるようにするというものです。

本制度を活用することで、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の若者等を呼び込むことができるようになるとともに、地域事業者の事業の維持・拡大を推進することができます。

令和5年11月1日現在 全国で91組合・94市町村が組合認定と交付金の交付決定されている

# 1. 特定地域づくり事業協同組合の制度説明－図－

人口減少  
働き手不足

**人口急減地域の課題**

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ➡人口流出の要因、U/Iターンの障害

**特定地域づくり事業協同組合制度**

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
- ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ➡地域の担い手を確保

地域事業者の  
連携

都道府県中  
央会が支援

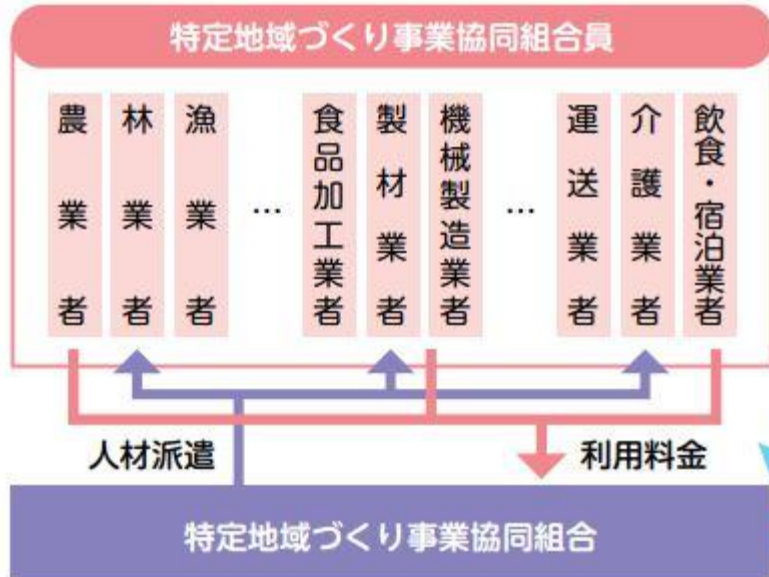
**人口急減法の概要**

対 象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断  
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

あらゆる地域  
事業内容



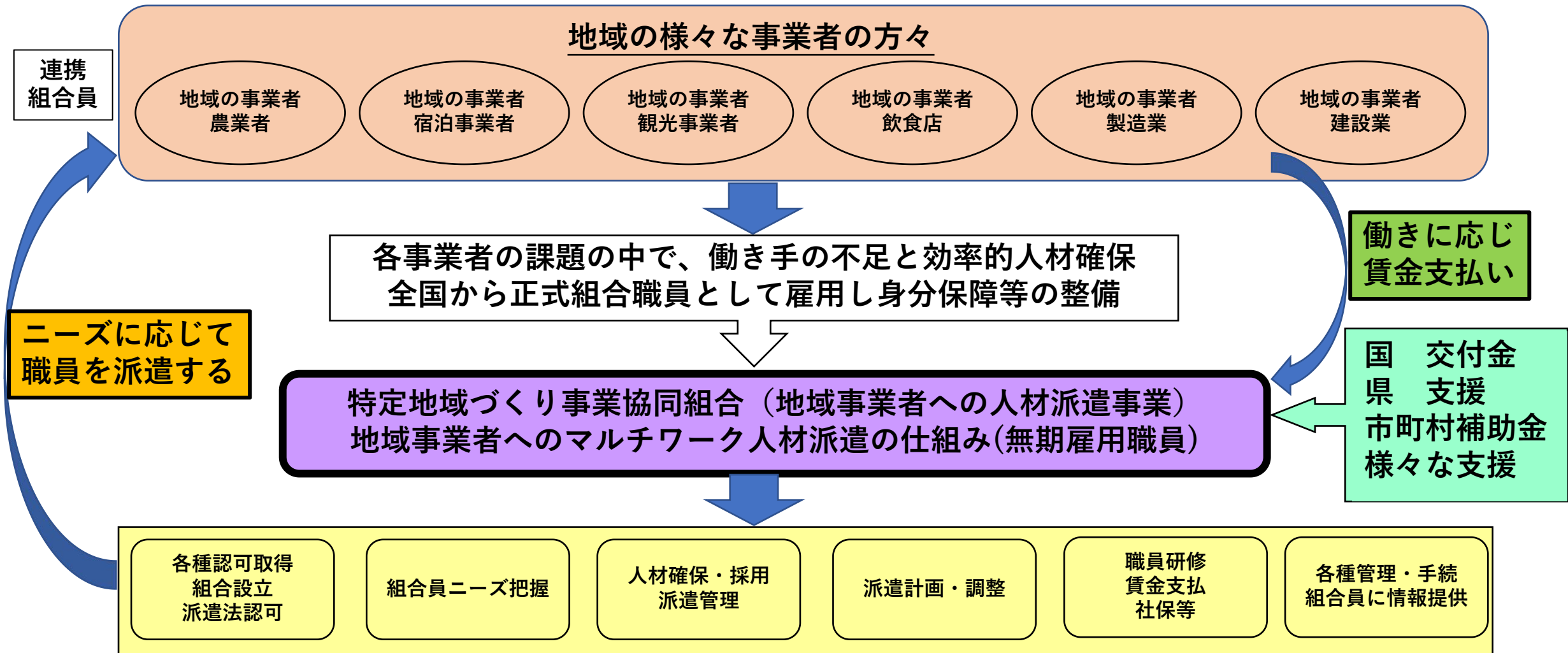
組合の運営費  
1/2を助成

市町村が窓口  
予算化

〈総務省・制度説明資料より〉

# 特定地域づくり事業協同組合の基本的な考え方

\* 地域事業者の共通の課題を解決するために業種を超えて、事業協同組合を設立して課題解決に取り組む



# 1、認定基準（特定地域づくり事業協同組合設立に対して認定に向けた仕組み作り） 都道府県知事による認定の基準の概略は以下のとおりです。

- ◎ 地区の適合性（人口急減地域であることなど）
- ◎ 事業計画の適正性（派遣先や派遣職員の確保、収支計画、市町村からの財政支援など）
- ◎ 職員の就業条件への配慮（給与水準、社会保険・労働保険への加入、教育訓練など）
- ◎ 財務的・技術的基礎（規程や体制の整備、財産的基礎、組織的基礎、事業運営の適正性など） 等

## 2、特定地域づくり事業協同組合制度の活用イメージ

事業協同組合の無期雇用の職員が、複数の組合員企業に時期を組み合わせることで派遣され業務を行うことで、年間を通じた仕事を創出します  
なお、専ら特定の事業者のみが利益を享受するものや、専ら特定の事業者の人員費の削減を図るものは、不適正な運用とされています



マルチワークの仕事のサイクル事例

〈総務省・制度説明資料より〉

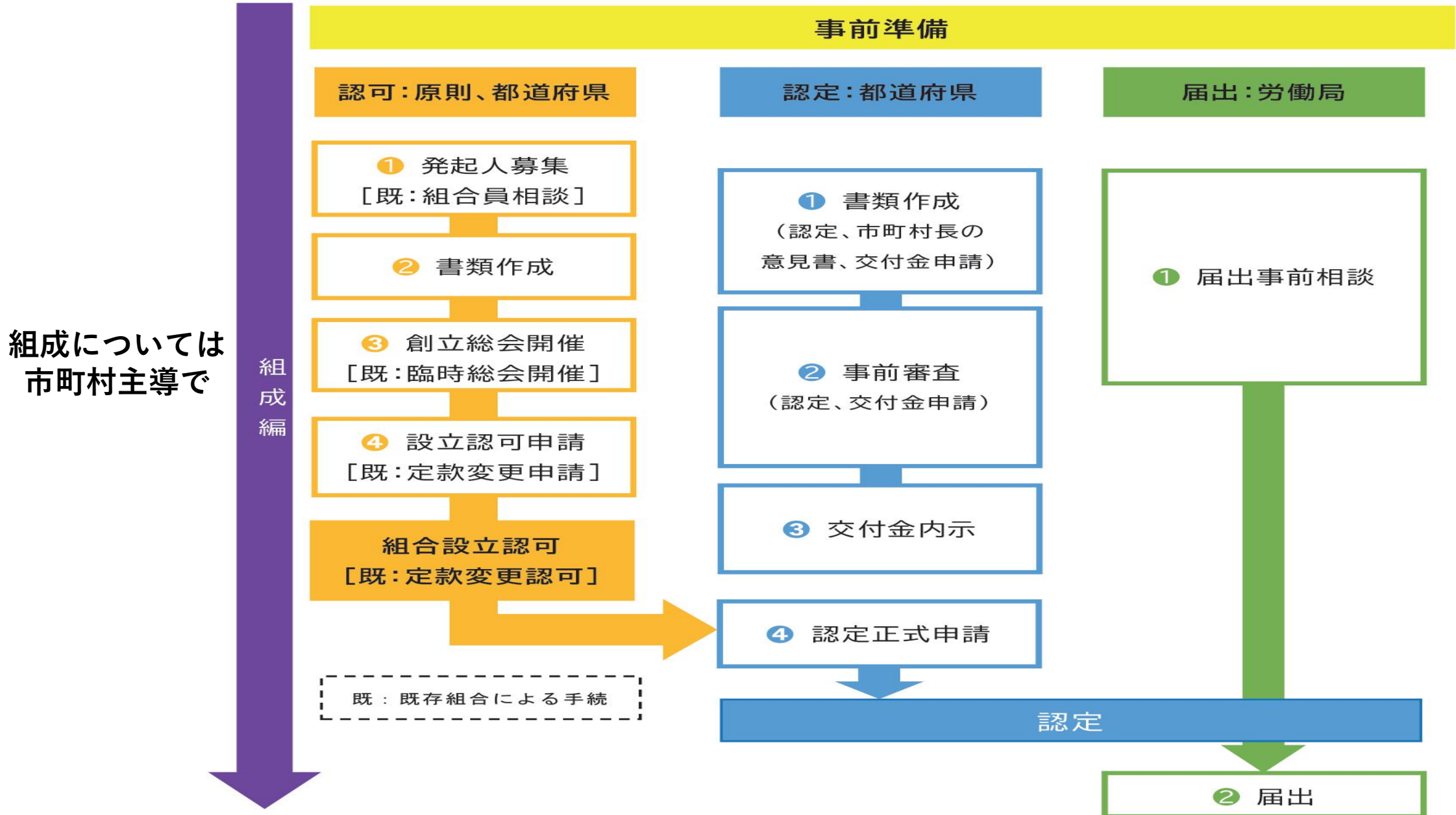
### 3. 特定地域づくり事業協同組合を立ち上げるプロセス

- ◎ マルチワーカーの派遣先となる組合員（事業者）を確保し、組合設立に向けた合意形成を図ることが必要となります。
- ◎ 派遣職員や、派遣先とのコーディネーターとなる事務局職員を確保する必要があります。
- ◎ 事業計画を具体化し、円滑な組合の立ち上げにつなげるため、都道府県・市町村の関係部局、都道府県労働局、都道府県中小企業団体中央会等の関係機関への事前相談や調整が必要です。
- ◎ 組合設立や、組合の安定的な運営に向けた財政支援等を実施する自治体との間で合意が必要となります。また、当該組合の関係事業者団体との連携協力体制を確保していただく必要があります。

\* 以上のような、設立についての取組が必要となりますが、設立に関する取組には、全面的に各都道府県中央会が中心となり、サポートします。

# 組成・運営にかかる諸手続の主な流れ

出典:令和4年度 特定地域づくり事業協同組合組成等支援委員会報告書より





## 事業実施

### ● 特定地域づくり事業

- ①「地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供する事業」
- ②「地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業の企画・実施」

### ● 組合員のためにする共同事業

運営編

提出物	提出期限
決算関係書類、事業報告書	毎事業年度、通常総会の終了の日から2週間以内

提出物	提出期限
交付対象事業実績報告書・収支決算書	当該年度の交付対象事業完了日から1月以内又は4月10日のいずれか早い日
事業報告書	毎事業年度における事業年度の終了の日の属する月の翌月以降の最初の6月30日
収支決算書	毎事業年度経過後3月が経過する日

提出物	提出期限
事業報告書	毎事業年度における事業年度の終了の日の属する月の翌月以降の最初の6月30日
収支決算書	毎事業年度経過後3ヵ月以内

特定地域づくり事業協同組合は、下表中①、②又は③の事業を行うことができる（ただし、交付金対象は①及び②の事業に限る）

定款

組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての〇〇事業

地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための〇〇事業の企画・実施

「地域づくり人材の確保及び育成」に資する事業か否かがポイント

①地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供する事業  
(人口急減特定地域づくり推進法第10条第1項)

例：組合員の事業に対する労働者派遣

例：組合員の事業に従事するための無料職業紹介【届出制】

組合員以外の者への利用（員外利用）  
(中協法第9条の2第3項)

例：組合員以外の事業に対する労働者派遣

※組合員の利用に支障がない場合、当該事業年度における組合員の総理用分量の100分の20以内に限り利用可能（交付金の対象）

②地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業  
(人口急減特定地域づくり推進法第10条第2項)

例：地域づくり人材に対する共同採用事業

例：地域づくり人材の確保に資する共同宣伝事業

例：地域づくり人材の確保・育成に関する移住支援、研修

例：地域づくり人材に関する無料・有料職業紹介【許可制】

③左記①②以外の組合員のための共同事業  
(中協法第9条の2第1項)

例：共同購買、共同研究開発、組合員の利用を目的とした駐車場の整備

例：組合員の産品を目的とした特産品開発・販売事業、共同宣伝事業

↑ 交付金の対象外（按分して除外）

組合員が実施すべき事業（直接奉仕の原則違反）

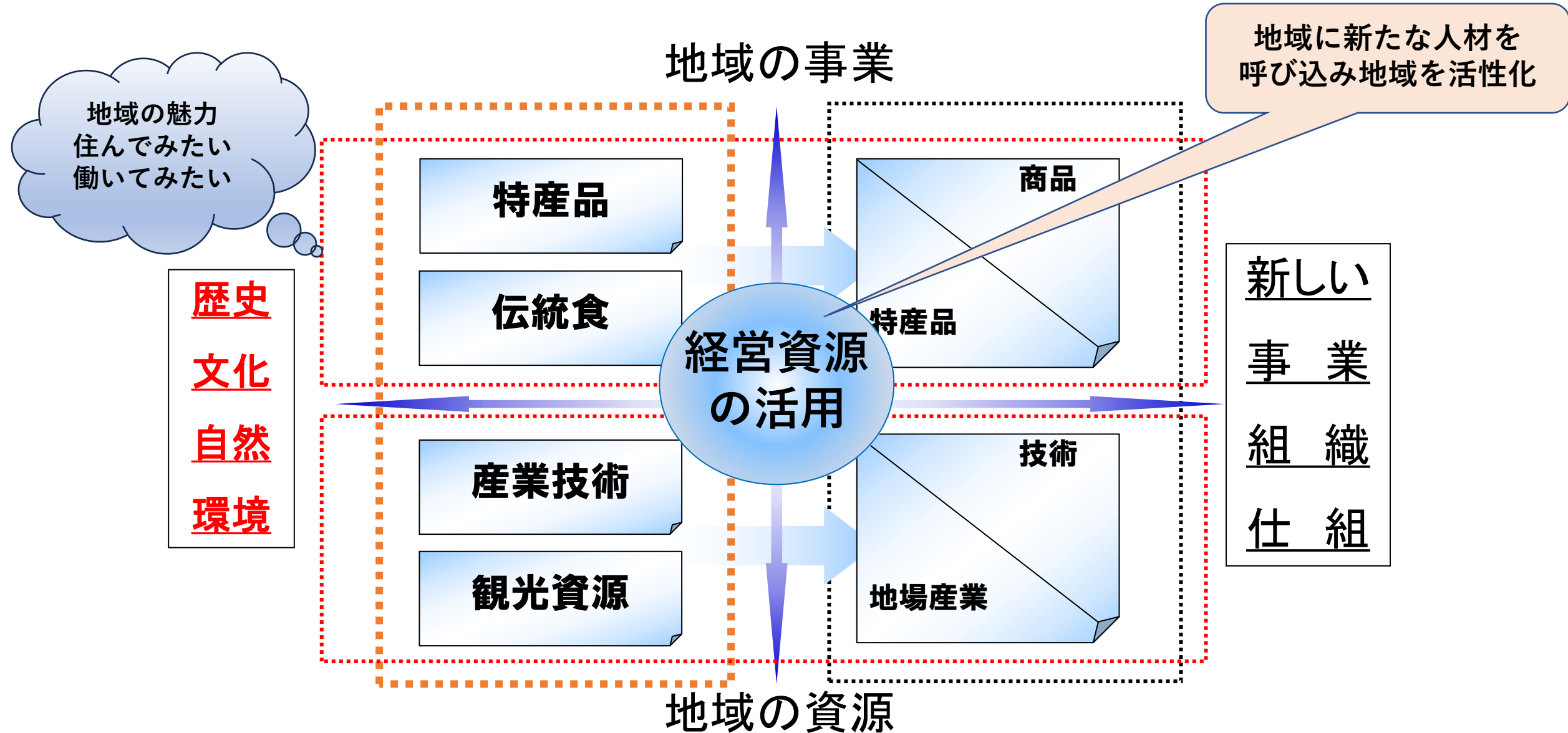
例：農林水産業、観光業の収益目的の事業

↑ ①・②：特定地域づくり事業 = 交付金の対象  
(交付金の対象になっても、重複受給のおそれが生じる場合等、交付金を受けないことも可)

※実際の線引きは都道府県への十分な確認が求められる  
※当局による判断が適切に行えるよう、定款の事業内容を具体的に定めること

# 特定地域づくり事業協同組合は「地域を活性化する魅力作り」

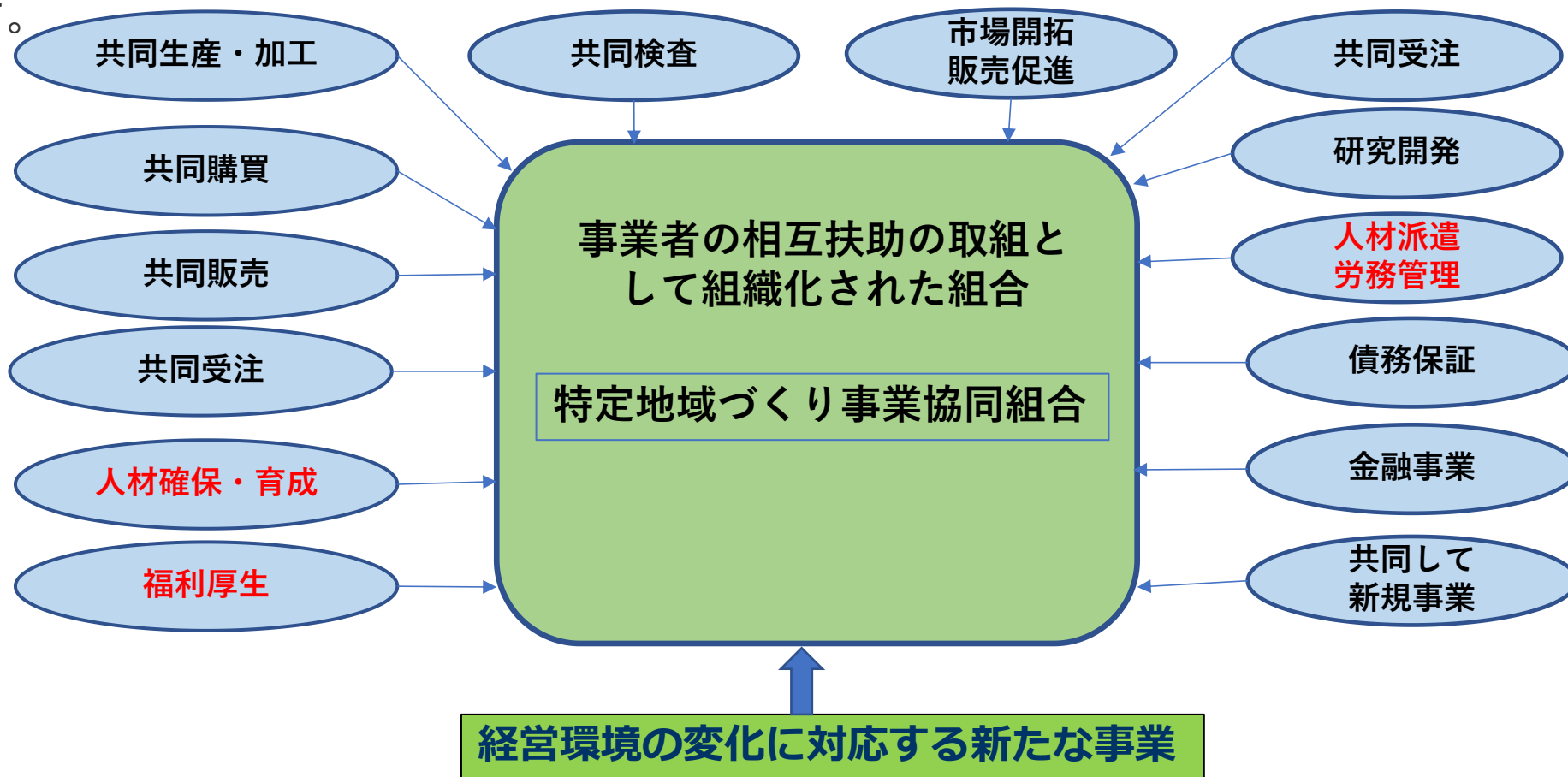
歴史的・文化的に積み重ねてきた技術と産品・観光などの地域事業の活性化



# 事業協同組合の事業について

中小企業者が互いに協力し、助け合う精神（相互扶助の精神）に基づいて協同で事業を行い、経営の近代化・合理化と経済的地位の向上・改善を図るための組合で、組合は組合員の事業を支援・助成するためのものならばほとんどすべての分野の事業が実施できます。また、経営環境の変化に対応する新たな事業への取組についても検討できる事業の一つです。

各々の組合員が蓄えた技術、経営のノウハウ等の経営資源を出し合って新技術・新製品開発、新分野事業・新市場開拓等にも取り組めます、組合員相互メリットを求める事業以外は制限があります。



# 特定地域づくり事業協同組合の持続可能な事業推進のために

1. 特定地域づくり事業協同組合の事例（先進組合概要）
2. 特定地域づくり事業協同組合を構成している方々の持続可能な事業推進支援を考える
  - ① 自ら移住して、主体となって組合を運営しているリーダーへの視点
  - ② 組合職員として移住し、派遣業務に従事している職員への視点
  - ③ 組合の構成メンバーとして参画している事業者への視点
  - ④ 組合の補助窓口となっている自治体への視点
3. 特定地域づくり事業協同組合の経営の視点
4. 特定地域づくり事業協同組合を取り巻く環境づくり
5. まとめ

## 1. 特定地域づくり事業協同組合の事例 (先進組合概要)

# おたり地域づくり協同組合

### 「組織概要」

所在地	長野県北安曇郡小谷村中小谷丙 2504-9
諸手続日	設立認可 令和3年9月8日 設立登記 令和3年9月 14日
事業認定	令和3年 11 月 24日 届出受理 令和3年 12 月1日
出資金額	1口 5,000 円
組合員数	5名
業種構成	宿泊業、飲食業、小売業、総合工事業、林業
組合事業	特定地域づくり事業（労働者派遣事業） 特定地域づくり事業以外（なし）
地域の特色	

- ー長野県の最西北部に位置する小谷村は、中部山岳国立公園と妙高戸隠連山国立公園の2つの国立公園にまたがり、中央を姫川が流れる自然豊かな村である。
- ー豪雪の当地域はスキー産業への季節アルバイトとして一時的に多くの雇用を集めやすい地域性を備えているが、通年雇用を確保することは難しい状況にあった。
- ー村名は読み間違えられやすいため、組合名はひらがなにした。

## 1. 特定地域づくり事業協同組合の事例 (先進組合概要)

### えらぶ島づくり事業協同組合

#### 「組織概要」

所在地	鹿児島県大島郡和泊町大字和泊 10 番地			
諸手続日	設立認可	令和3年3月 24日	設立登記	令和3年4月 13 日
事業認定	令和3年5月 25日	届出受理	令和3年6月17 日	
出資金額	1口 10 万円			
組合員数	8名 (和泊町6、知名町2)			
業種構成	農業、食料品製造業、一般診療所、老人福祉・介護事業、旅館・ホテル、総合スーパー			
組合事業	特定地域づくり事業 (労働者派遣事業、移住支援事業、有料職業紹介事業) 特定地域づくり事業以外 (なし)			

#### 地域の特色

- ・ 沖永良部島は、鹿児島市から南方 552km に位置する人口約 12,000 人 の島である。
- ・ 島全体が隆起珊瑚礁からなり、農耕地にも恵まれ、主要産業は花井などの耕種農業である。

[えらぶ島づくり事業協同組合 \(erabu.or.jp\)](http://erabu.or.jp)

## 1. 特定地域づくり事業協同組合の事例 (先進組合概要)

### 智頭町複業協同組合

#### 「組織概要」

所在地	鳥取県八頭郡智頭町智頭 2067-1			
諸手続日	設立認可	令和3年4月1日	設立登記	令和3年4月 20日
事業認定	令和3年6月 30日	届出受理	令和4年4月1日	
出資金額	1口 10 万円			
組合員数	9名			
業種構成	林業、飲食業、観光協会、燃料小売業、保育所 組合事業 特定地域づくり事業（労働者派遣事業） 特定地域づくり事業以外（なし）			

#### 地域の特徴

- ・智頭町は鳥取県の南東部に位置し、森林が面積の 93%を占めており、林業が主要産業の人口約 6,800 人の町である。
- ・若者・子育て支援世帯の支援を厚くしており、移住定住促進の町おこしで全国的に知名度を上げている。

[智頭町複業協同組合 | とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点 \(tori-pro.jp\)](https://smout.jp/scoutees/43873)

<https://smout.jp/scoutees/43873>



## 特定地域づくり事業協同組合 交付決定見込みについて

### 1. 令和5年4月1日時点の制度活用意向調査（悉皆調査）

活用意向あり	認定済み	83市町村／80組合	143市町村
	令和5年度中交付決定見込	22市町村	
	令和6年度中交付決定見込	20市町村	
	令和7年度中交付決定見込	18市町村	
検討中			265市町村
制度活用の意向なし			1,256市町村
回答なし			54市町村
		計	1,718市町村

### 2. 各都道府県別の制度活用意向市町村数 ※認定済含む

活用意向のある市町村数	都道府県名
14	島根県、高知県
13	鹿児島県
10	福島県
8	北海道
7	新潟県
5	佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県
4	静岡県、鳥取県、広島県、徳島県
3	岩手県、秋田県、山形県、群馬県、石川県、長野県、兵庫県、奈良県
2	三重県、京都府
1	青森県、宮城県、栃木県、埼玉県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、愛知県、岡山県、山口県、愛媛県、沖縄県
0	茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、滋賀県、大阪府、和歌山県、香川県、福岡県、大分県

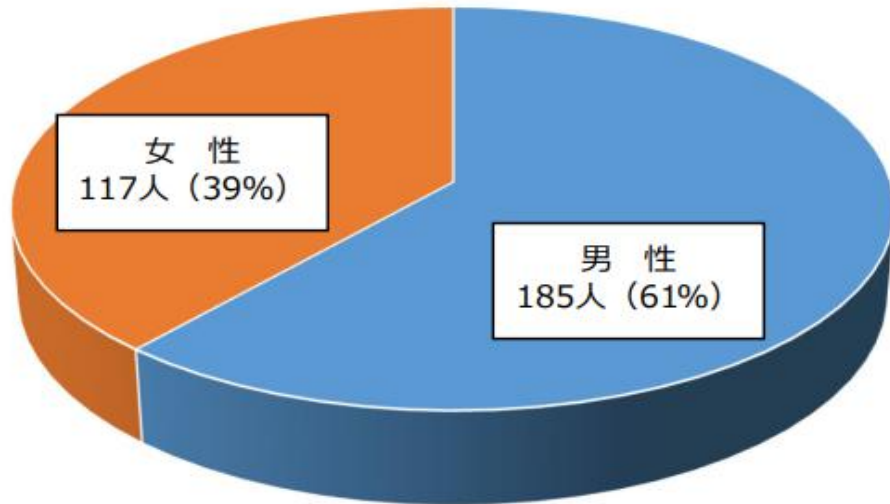
# 特定地域づくり事業協同組合 派遣職員の状況について

## ○調査概要

令和5年4月1日までに採用された派遣職員の総数は、**302**名。

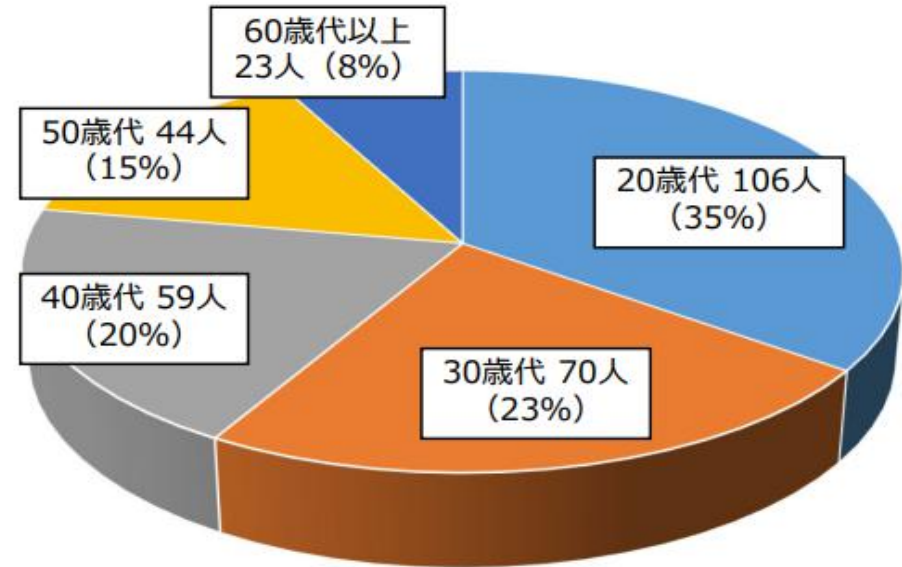
**男女比は約3：2**

【男女比】



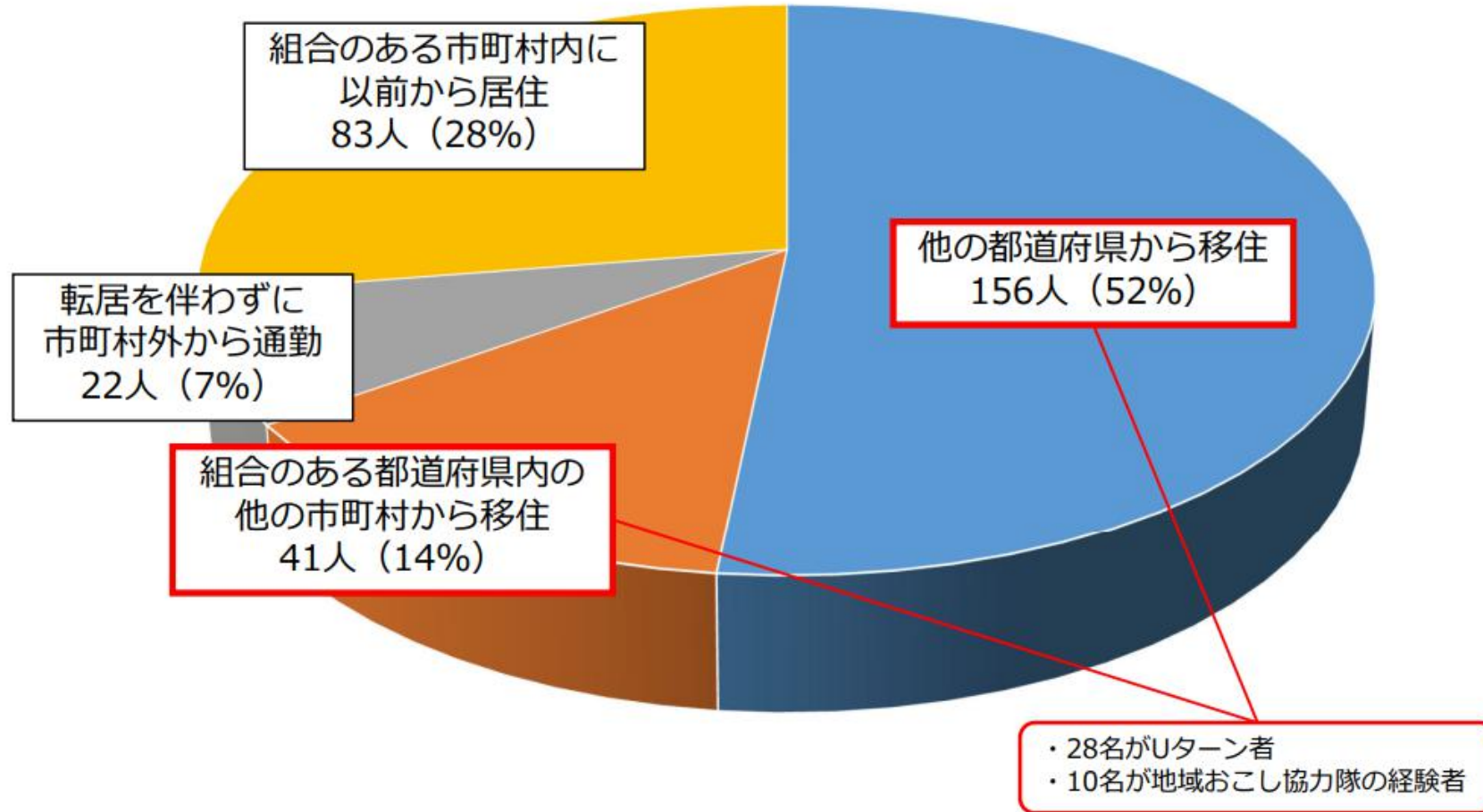
**約6割の職員が20代・30代**

【年代比】



## 特定地域づくり事業協同組合 派遣職員の移住状況について

派遣職員の約7割が地域外からの移住者



## 2. 特定地域づくり事業協同組合を構成している方々の 持続可能な事業推進支援考える

全国中小企業団体中央会 特定地域づくり事業協同組合組成等支援委員会 報告より

### ① 自ら移住して、主体となって組合を運営しているリーダーへの視点

- ・リーダーの存在と熱き思いが事業の要
- ・リーダーも多くが移住者が多く、本組合を生活基盤としている方が多い
- ・リーダーと地域自治体・地元事業者との密な関係構築の仕組み作りが重要
- ・リーダーへのハンズオン支援と様々な専門家活用のサポートが必要
- ・リーダーの将来設計と本組合の将来に向けた事業計画のサポートが必要

### ② 組合職員として移住し、派遣業務に従事している職員への視点

- ・どのような人材が採用したいかを明確にして、十分に面談・相談に応じる
- ・現在の職員は、都会の単身者で若者が多く将来設計についても考慮する必要
- ・職員の能力を活かすためにも、地元事業者とのマッチングが重要
- ・地元事業者の期待に答えることが派遣職員のモチベーションアップに繋がる
- ・職員のキャリアアップと将来の生活設計、地域に定着する道筋を示す
- ・職員と地域の事業者、支援者と常にコミュニケーションをとる必要

### ③ 組合の構成メンバーとして参画している事業者への視点

- ・ 組合員にはできるだけ役員等の役割を担っていただき、積極的参画を即す
- ・ 組合員が得られるメリットについて十分に理解していただくことが重要
- ・ 事業者自らの事業の特徴・将来などを職員と常に話し合う取組が重要
- ・ 自治体を含め、参画事業者とのセッションを常に行い役割の理解促進に務める
- ・ 参画事業者の本来事業の活性化展開も重要な視点となる
- ・ 地域事業者の特徴など仕事の情報発信の仕組みが必要

### ④ 組合の補助窓口となっている自治体への視点

- ・ 本事業の中核的存在として本事業への役割を認識し積極参画が必要
- ・ 自治体の進める移住・定住政策と連動した地域制度との連動が重要
- ・ 事業協同組合に、移住・定住施策の一環を担っていただくことも可能
- ・ 定期的な組合の活用における検討の場を積極的に設ける事も重要
- ・ 自治体の情報発信に本制度も組み込み、広く情報発信を支援する必要がある
- ・ 地域事業者の本制度を広く知らせ、制度活用の向上支援を実施して欲しい

### 3. 特定地域づくり事業協同組合の経営の視点

- ・本制度活用で立ち上げた組合の将来ビジョンの検討など経営の観点を導入
- ・交付金・補助金・賦課金・派遣収入などと経費の財務バランスを常に把握
- ・収益性の課題が重要で、収入を増やす検討は常に必要
- ・将来的に補助金に頼らない、地域事業として自立できる仕組みを検討する
- ・交付金対象事業外の組合事業も可能であり、事業性についての検討は必要
- ・持続可能な組合の存続は、地域の事業者の皆様と連動する仕組みと考える

### 4. 特定地域づくり事業協同組合を取り巻く環境づくり

- ・専門家(社会保険労務士・税理士・経営支援専門家等)の活用に関する環境作り
- ・全国に広がる本制度で立ち上がる組合のネットワーク化が検討されている
- ・様々な先行組合では新たな取り組みが進められており、成功例の共有も貴重
- ・新たな働き方やビジネスモデルの検討は組合の持続的運営に重要である
- ・域外の若者だけでなく、流出していく若者の地元への定着も検討が必要
- ・本制度には特に年齢制限を設けていない、高齢者を含めた働き方改革も可能

## 5. まとめ

- ・ 移住定住を目指して組合でマルチワークに取り組んでみたいという方々は数多く存在しています。実際の地域での実情を体験していただくために、賃金を伴わない「ワーキングホリデー事業」や「インターンシップ事業」などの地域体験・職業体験を伴う支援事業は効果的です。
- ・ 今後、「人材確保そして人材育成」が重要な課題となってきます。その為、事業の趣旨に沿った適切な範囲内で、様々な取組が検討されると思いますが、労働関係法令と深く関わることから、自治体や労働局との連携を密にして取り組んで欲しいと思います。中央会は伴走型支援の体制で全面的にサポートして参ります。
- ・ 働き手の減少による事業の継続が難しくなっている現状で、少しでも地域人材の流出をとどめる為・域外の人材受け入れには、人材を求める事業者の受け入れ環境も整える必要があります。
- ・ 特定地域づくり事業協同組合制度の導入をお考えの皆様には、十分に受け入れ体制を整えて、進めていただければと思います。また設立後も、組合任せでは無く、自治体・事業者・リーダー・職員の皆様と、密な継続的なコミュニケーションによる、ダイアログ(対話)を続けていくことが非常に重要であることをご理解ください。